

理容業、美容業及び療術業事業者支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、影響を受けている市内理容業、美容業（ヘアスタイリングを行う店舗に限る）及び療術業を対象に給付金を支給します。（県の休業要請対象外の店舗に限る。）

（1）補助対象者

- ◆本市の区域内に住所・本店等を有し、本市の区域内において理容業、美容業及び療術業を営む個人事業主又は中小企業者
- ◆筑西市暴力団排除条例に定める暴力団等でない者
- ◆市税を滞納していない者
- ◆令和元年12月末以前に開業した店舗を経営する者
- ◆いばらきアマビエちゃんの登録がなされている者

※美容業・・・髪のカットなどヘアスタイリングを行う店舗が対象

※療術業・・・国家資格を有するあん摩マッサージ・はり師・きゅう師・柔道整復師が施術を行う店舗が対象

（2）給付及び給付の額

1 事業者につき1回限り 1店舗当たり3万円（市内の店舗が対象）

（3）申請方法

以下の書類を申請窓口宛てに、原則として郵送により提出してください。

- ① 支給申請書
- ② 誓約書兼同意書
- ③ 本社所在地、店舗等所在地、事業内容等を確認できる書類の写し
- ④ 申請者名義の通帳の写し（口座番号及び名義が確認できる部分）
- ⑤ 納税証明書（完納証明書）
- ⑥ 店舗ごとの理容・美容所検査確認証の写し（理容業、美容業に限る。）
- ⑦ 国家資格を有する証明書の写し（療術業に限る。）
- ⑧ いばらきアマビエちゃんの登録が確認できる写し（感染防止対策宣誓書）

（4）申請受付

11月30日（月）まで 原則郵送（当日消印有効）

申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、商工振興課、各支所、川島出張所でも配布します。（平日のみ）

上記の給付金に関するお問合せについては、下記にご連絡ください。

【申請窓口・問合せ】

筑西市商工振興課（筑西市役所本庁舎3階）

〒308-8616 住所：筑西市丙360番地

電話：0296-54-7011